

相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例について
相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例

相模原市簡易水道条例(平成18年相模原市条例第25号)の一部を次のように改正する。

目次中「使用料」を「料金」に改める。

第2条中「。以下「設置条例」という。」を削る。

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 共用給水装置 2世帯以上が共同で使用し、又は公衆の用に供する給水装置をいう。

第4条を次のように改める。

(用途の区分)

第4条 簡易水道により供給される水の用途の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 家事用 主として家事の用に供するものをいう。

(2) 業務用 店舗、工場、病院、学校、官公署その他の事務所等において営業又は事業の用に供するもの(次号及び第4号に規定するものを除く。)をいう。

(3) 一時用 工事その他一時的な用に供するものをいう。

(4) 公衆浴場用 公衆浴場(温泉、蒸し風呂その他特殊なものを除く。)の用に供するものをいう。

第9条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又

は」に、「1年」を「1年6月」に改め、同条第2号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「1年6月」を「2年」に改め、同条第3号中「若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校」を「又は高等専門学校(次号において「短期大学等」という。)」に改め、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、同条中第6号及び第7号を削り、第5号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
第9条第4号中「若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校」を「又は中等教育学校(次号において「高等学校等」という。)」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
第9条第8号を次のように改める。

(8) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として、省令第9条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する者
第14条第1号を次のように改める。

(1) 第9条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第14条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として、省令第

14条に規定する者

第14条第5号及び第6号を削る。

第26条第1項第2号中「給水管」を「量水器」に、「用途」を「第4条に掲げる用途の区分(以下「量水器の口径等」という。)」に改める。

「第5章 使用料及び手数料」を「第5章 料金及び手数料」に改める。

第27条の見出し中「使用料」を「料金」に改め、同条第1項中「簡易水道の使用に係る料金(以下「使用料」を「簡易水道料金(以下「料金」に改め、同条第2項中「使用料」を「料金」に改める。

第28条(見出しを含む。)中「使用料」を「料金」に改め、「加えた額」の次に「(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。

第29条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「使用料」を「料金」に改め、同条第4項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(特別な場合における料金の算定)

第29条の2 月の中途において簡易水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合における当該月の料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 簡易水道の使用期間が15日以下で、かつ、使用水量が別表第1の表に掲げる基本料金の使用水量(以下「基本水量」という。)の2分の1を超えないとき。基本料金の2分の1の額に、当該額に係る消費税額等を加えた額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)

(2) 簡易水道の使用期間が15日を超えたとき、又は使用水量が基本水量の2分の1を超えたとき。1月当たりの料金の額に、当該額に係る消費税額等を加えた額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)

2 月の中途において量水器の口径等を変更した場合における当該月の料金は、当該月において使用した日数が最も多い量水器の口径等に応じて別表第1に定めるところにより算出して得た1月当たりの料金の額に、当該額に係る消費税額等を加えた額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。この場合において、当該日数が等しいときは、当該変更後の量水器の口径等に応じて別表第1に定めるところにより算出して得た1月当たりの料金の額

に、当該額に係る消費税額等を加えた額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第30条各号列記以外の部分中「用途」を「第4条に掲げる用途の区分」に改める。

第31条(見出しを含む。)中「使用料」を「料金」に改める。

第32条及び第33条中「第26条第1項に規定する」を「第26条第1項第1号の規定による」に、「使用料」を「料金」に改める。

第34条の見出し中「使用料」を「料金」に改め、同条中「使用料」を「料金」に、「納入告知書により告知し」を「納入通知書又は口座振替の方法により」に改める。

第35条(見出しを含む。)中「使用料の分割納入」を「料金の分割徴収」に改める。

第37条第1項中「設置条例第4条第2項に規定する葛原簡易水道若しくは牧野中央簡易水道の給水の区域内で」を削り、「納入金」を「水道利用加入金」に改め、ただし書を削り、同条第2項中「とし、これに」を「に、当該額に係る」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、改造工事に係る場合においては、改造後の量水器の口径に応じて算出して得た額から改造前の量水器の口径に応じて算出して得た額を控除して得た額に、当該額に係る消費税額等を加えた額とする。

第37条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第38条第1項中「新たに配水管等」を「新たに配水管その他の水道施設(以下「配水管等」という。)」に改める。

第42条第2号及び第44条中「使用料」を「料金」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第28条関係)

1月当たりの料金表

用途	量水器の 区分	料金の種別			
		基本料金		従量料金	
		使用水量	料金	使用水量	料金(1立方メートルにつき)
家事用、	口径25	4立方メー	890円	4立方メートルを超	20円

業務用及び一時用	ミリメートル以下の分	トル以下の分		え8立方メートル以下の分	
				8立方メートルを超え15立方メートル以下の分	153円
				15立方メートルを超え20立方メートル以下の分	164円
				20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	220円
				30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	285円
				50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	310円
				100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	338円
				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	366円
				1,000立方メートルを超える分	463円(家事用にあつては、366円)
				口径30ミリメートル	10立方メートル以下の分
15立方メートルを	164円				

			超え20立方メートル以下の分	
			20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	220円
			30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	285円
			50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	310円
			100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	338円
			300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	366円
			1,000立方メートルを超える分	463円(家事用にあつては、366円)
口径40ミリメートル	30立方メートル以下の分	6,000円	30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	285円
			50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	310円
			100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	338円
			300立方メートル	366円

				を超え1,000立方メートル以下の分	
				1,000立方メートルを超える分	463円(家事用にあつては、366円)
	口径50ミリメートル	50立方メートル以下の分	11,500円	50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	310円
				100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	338円
				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	366円
				1,000立方メートルを超える分	463円(家事用にあつては、366円)
	口径75ミリメートル	100立方メートル以下の分	27,010円	100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	338円
				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	366円
				1,000立方メートルを超える分	463円(家事用にあつては、366円)
公衆浴場用	口径75ミリメートル以下	4立方メートル以下の分	890円	4立方メートルを超え8立方メートル以下の分	20円
				8立方メートルを超え	57円

				える分	
--	--	--	--	-----	--

別表第2(第37条関係)

量水器の区分	金額
口径25ミリメートル以下のもの	量水器1個につき 120,000円
口径25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの	量水器1個につき 875,000円
口径40ミリメートルを超え50ミリメートル以下のもの	量水器1個につき 1,350,000円
口径50ミリメートルを超え75ミリメートル以下のもの	量水器1個につき 3,250,000円
口径75ミリメートルを超えるもの	市長が別に定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の相模原市簡易水道条例(以下「新条例」という。)第28条から第29条の2まで及び別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る簡易水道料金(以下「料金」という。)について適用し、施行日前の簡易水道の使用に係る料金(施行日以後における料金の算定期間に、施行日前の期間が含まれる場合を含む。)については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第1及び前項の規定にかかわらず、施行日から令和10年3月31日までの間の使用に係る料金(同年4月1日以後における料金の算定期間に、同日前の期間が含まれる場合を含む。)は、附則別表第1に定めるところにより算出して得た額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率を乗じて得た額(以下「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た額(以下「消費税額等」という。)を加えた額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。この場合における新条例第28条並びに第29条の2第1項第1号及び第2項の規定の適用については、新条例第28条中「別表第1」とある

のは「相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例(令和6年相模原市条例第 号。以下「一部改正条例」という。)附則別表第1」と、新条例第29条の2第1項第1号及び第2項中「別表第1」とあるのは「一部改正条例附則別表第1」とする。

- 4 新条例別表第1及び附則第2項の規定にかかわらず、令和10年4月1日から令和12年3月31日までの間の使用に係る料金(同年4月1日以後における料金の算定期間に、同日前の期間が含まれる場合を含む。)は、附則別表第2に定めるところにより算出して得た額に、当該額に係る消費税額等を加えた額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。この場合における新条例第28条並びに第29条の2第1項第1号及び第2項の規定の適用については、新条例第28条中「別表第1」とあるのは「相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例(令和6年相模原市条例第 号。以下「一部改正条例」という。)附則別表第2」と、新条例第29条の2第1項第1号及び第2項中「別表第1」とあるのは「一部改正条例附則別表第2」とする。

附則別表第1(附則第3項関係)

1月当たりの料金表

用途	量水器の 区分	料金の種別			
		基本料金		従量料金	
		使用水量	料金	使用水量	料金(1立方メートルにつき)
家事用、 業務用及 び一時用	口径25 ミリメー トル以下	4立方メー トル以下の 分	890円	4立方メートルを超 え8立方メートル以 下の分	18円
				8立方メートルを超 え15立方メートル 以下の分	123円
				15立方メートルを 超え20立方メー トル以下の分	134円
				20立方メートルを 超え30立方メー	180円

			ル以下の分	
			30立方メートルを 超え50立方メー トル以下の分	245円
			50立方メートルを 超え100立方メー トル以下の分	270円
			100立方メートル を超え300立方メ ートル以下の分	288円
			300立方メートル を超え1,000立 方メートル以下の分	316円
			1,000立方メー トルを超える分	403円(家事用に あつては、316 円)
口径30 ミリメー トル	10立方メ ートル以下 の分	1,300円	10立方メートルを 超え15立方メー トル以下の分	123円
			15立方メートルを 超え20立方メー トル以下の分	134円
			20立方メートルを 超え30立方メー トル以下の分	140円
			30立方メートルを 超え50立方メー トル以下の分	175円
			50立方メートルを 超え100立方メー	200円

			トル以下の分	
			100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	208円
			300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	226円
			1,000立方メートルを超える分	303円(家事用にあつては、226円)
口径40 ミリメー トル	30立方メ ートル以下 の分	6,000円	30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	175円
			50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	200円
			100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	208円
			300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	226円
			1,000立方メートルを超える分	303円(家事用にあつては、226円)
口径50 ミリメー トル	50立方メ ートル以下 の分	11,500円	50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	200円
			100立方メートルを超え300立方メ	208円

				メートル以下の分	
				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	226円
				1,000立方メートルを超える分	303円(家事用にあつては、226円)
	口径75ミリメートル	100立方メートル以下の分	27,010円	100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	208円
				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	226円
				1,000立方メートルを超える分	303円(家事用にあつては、226円)
公衆浴場用	口径75ミリメートル以下	4立方メートル以下の分	890円	4立方メートルを超え8立方メートル以下の分	19円
				8立方メートルを超える分	57円

附則別表第2(附則第4項関係)

1月当たりの料金表

用途	量水器の区分	料金の種別			
		基本料金		従量料金	
		使用水量	料金	使用水量	料金(1立方メートルにつき)
家事用、業務用及び一時用	口径25ミリメートル以下	4立方メートル以下の分	890円	4立方メートルを超え8立方メートル以下の分	19円

			8立方メートルを超え15立方メートル以下の分	138円
			15立方メートルを超え20立方メートル以下の分	149円
			20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	200円
			30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	265円
			50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	290円
			100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	313円
			300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	341円
			1,000立方メートルを超える分	433円(家事用にあつては、341円)
口径30ミリメートル	10立方メートル以下の分	1,300円	10立方メートルを超え15立方メートル以下の分	138円
			15立方メートルを超え20立方メートル以下の分	149円

			20立方メートルを 超え30立方メー トル以下の分	180円
			30立方メートルを 超え50立方メー トル以下の分	230円
			50立方メートルを 超え100立方メー トル以下の分	255円
			100立方メートル を超え300立方メ ートル以下の分	273円
			300立方メートル を超え1,000立 方メートル以下の分	296円
			1,000立方メー トルを超える分	383円(家事用に あつては、296 円)
口径40 ミリメー トル	30立方メ ートル以下 の分	6,000円	30立方メートルを 超え50立方メー トル以下の分	230円
			50立方メートルを 超え100立方メー トル以下の分	255円
			100立方メートル を超え300立方メ ートル以下の分	273円
			300立方メートル を超え1,000立 方メートル以下の分	296円

				1,000立方メートルを超える分	383円(家事用にあつては、296円)
	口径50ミリメートル	50立方メートル以下の分	11,500円	50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	255円
				100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	273円
				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	296円
				1,000立方メートルを超える分	383円(家事用にあつては、296円)
	口径75ミリメートル	100立方メートル以下の分	27,010円	100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	273円
				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	296円
				1,000立方メートルを超える分	383円(家事用にあつては、296円)
公衆浴場用	口径75ミリメートル以下	4立方メートル以下の分	890円	4立方メートルを超え8立方メートル以下の分	20円
				8立方メートルを超える分	57円

提案の理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第102号)による水道法施行令(昭和32年政令第336号)の改正及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令(令和6年厚生労働省令第65号)による水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)の改正に伴う布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に係る規定の改正、相模原市簡易水道の料金体系を神奈川県営水道の料金体系に統一することに伴う簡易水道の料金及び加入金に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市簡易水道条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 布設工事監督者の資格に係る規定の改正(第9条関係)

簡易水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う布設工事監督者が有すべき資格について、次のとおりとするもの

- ア 大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- イ 大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ウ 短期大学又は高等専門学校(以下「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- エ 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- オ 高等学校又は中等教育学校(以下「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- カ 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- キ 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ク アからキまでに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。)に規定する者

(2) 水道技術管理者の資格に係る規定の改正(第14条関係)

簡易水道の管理についての技術上の業務を担当する水道技術管理者が有すべ

き資格について、次のとおりとするもの

ア 大学、短期大学等又は高等学校等において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、大学を卒業した者については1年6月以上、短期大学等を卒業した者については2年6月以上、高等学校等を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

イ 大学、短期大学等又は高等学校等において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後、大学を卒業した者については2年以上、短期大学等を卒業した者については3年以上、高等学校等を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ウ 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

エ アからウまでに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として省令に規定する者

(3) 簡易水道の料金及び加入金に係る規定の改正(別表第1及び別表第2並びに附則別表第1及び附則別表第2関係)

ア 簡易水道の料金の改定

(ア) 改定前(1月当たりの料金)

a 葛原簡易水道及び牧野中央簡易水道

(a) 基本額

用途		金額
家事用及び業務用(8立方メートル以下の分)		953円
浴場用(10立方メートル以下の分)		1,191円
一時用(10立方メートル以下の分)	家事用	1,429円
	業務用	1,786円

(b) 加算額

用途	使用水量	金額 (1立方メートルにつき)

家事用	8立方メートルを超える分	124円	
業務用		使用水量に応じ、 124円～220円	
浴場用	10立方メートルを超える分	124円	
一時 用		家事用	143円
		業務用	243円

b 青根簡易水道

使用料(給水装置1件につき)	1,600円
----------------	--------

(イ) 改定後(1月当たりの料金)

a 基本料金

用途	量水器の区分	金額
家事用、業務用及び一時用	口径25ミリメートル以下 (4立方メートル以下の分)	890円
	口径30ミリメートル (10立方メートル以下の分)	1,300円
	口径40ミリメートル (30立方メートル以下の分)	6,000円
	口径50ミリメートル (50立方メートル以下の分)	11,500円
	口径75ミリメートル (100立方メートル以下の分)	27,010円
公衆浴場用	口径75ミリメートル以下 (4立方メートル以下の分)	890円

b 従量料金

用途	使用水量	金額 (1立方メートルにつき)		
		令和7年度 から令和9 年度まで	令和10年 度及び令和 11年度	令和12年 度以降
家事用、	4立方メートルを			

業務用及び一時用	超え 8 立方メートル以下の分	1 8 円	1 9 円	2 0 円
	8 立方メートル(口径 3 0 ミリメートルの場合は、1 0 立方メートル)を超え 1 5 立方メートル以下の分	1 2 3 円	1 3 8 円	1 5 3 円
	1 5 立方メートルを超え 2 0 立方メートル以下の分	1 3 4 円	1 4 9 円	1 6 4 円
	2 0 立方メートルを超え 3 0 立方メートル以下の分	1 4 0 円 (1 8 0 円)	1 8 0 円 (2 0 0 円)	2 2 0 円
	3 0 立方メートルを超え 5 0 立方メートル以下の分	1 7 5 円 (2 4 5 円)	2 3 0 円 (2 6 5 円)	2 8 5 円
	5 0 立方メートルを超え 1 0 0 立方メートル以下の分	2 0 0 円 (2 7 0 円)	2 5 5 円 (2 9 0 円)	3 1 0 円
	1 0 0 立方メートルを超え 3 0 0 立方メートル以下の分	2 0 8 円 (2 8 8 円)	2 7 3 円 (3 1 3 円)	3 3 8 円
	3 0 0 立方メートルを超え 1, 0 0 0 立方メートル以下の分	2 2 6 円 (3 1 6 円)	2 9 6 円 (3 4 1 円)	3 6 6 円
	1, 0 0 0 立方メートルを超える分 (業務用及び一時用)	3 0 3 円 (4 0 3 円)	3 8 3 円 (4 3 3 円)	4 6 3 円

	に限る。)			
	1,000立方メートルを超える分(家事用に限る。)	226円 (316円)	296円 (341円)	366円
公衆浴場用	4立方メートルを超え8立方メートル以下の分	19円	20円	20円
	8立方メートルを超える分	57円	57円	57円

備考 括弧内の数字は、量水器の区分が口径25ミリメートル以下のものに係る金額

イ 加入金の改定

(ア) 葛原簡易水道及び牧野中央簡易水道

量水器の区分	金額(量水器1個につき)	
	改定前	改定後
口径25ミリメートル以下のもの	142,858円	120,000円
口径25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの	1,214,286円	875,000円
口径40ミリメートルを超え50ミリメートル以下のもの	1,857,143円	1,350,000円
口径50ミリメートルを超え75ミリメートル以下のもの	4,428,572円	3,250,000円
口径75ミリメートルを超え100ミリメートル以下のもの	7,571,429円	
口径100ミリメートル		

を超え150ミリメートル以下のもの	17,142,858円	市長が別に定める額
口径150ミリメートルを超えるもの	市長が別に定める額	

(イ) 青根簡易水道

金額(量水器1個につき)	
改定前	改定後
量水器の口径の区分にかかわらず 100,000円	量水器の区分に応じ、(ア)の表の改定後の欄に掲げる金額

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

ア 1(3)アに係る規定は、令和7年4月1日以後の使用に係る料金について適用し、同日前の簡易水道の使用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

イ 1(3)アに係る規定及びアに係る規定にかかわらず、令和7年度から令和9年度までの使用に係る料金並びに令和10年度及び令和11年度の使用に係る料金は、それぞれの期間に応じて1(3)ア(イ)の表により算出して得た額に、当該額に係る消費税額等を加えた額とするもの